

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私（申請者）は、御杖村移住支援金の申請にあたり、本制度の趣旨を理解し、申請内容に偽りがなく、不正に移住支援金を受給しないことを誓約いたします。

申請内容が事実と相違し、又は申請資格のあることが証明できないときは、申請が無効となり、本支援金を受けられなくても意義のないことを誓約します。

御杖村移住支援金交付要綱の規定に違反したときは、支援を受ける資格を取り消され、支援金を受けられなくなることに異議のないことを誓約します。

1 奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び御杖村から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に御杖村以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：
全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に御杖村以外の市区町村に転出した場合：
半額

3 以下の事項の全てに該当します。

(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

以上の内容について、誓約及び同意いたします。

年 月 日

申請者

氏名

印

奈良県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

奈良県及び御杖村は、奈良県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、奈良県及び御杖村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県及び御杖村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。